

道路占用料徴収条例施行規則の規定による物件の指定（平成 9 年岩手県告示第 342 号）の一部を次のように改正する。

平成 19 年 3 月 7 日

岩手県知事 増 田 寛 也

改正前	改正後
<p>1 上空に電線類が設置されている道路において、当該電線類を撤去し、昭和62年4月1日以降に新たに道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項の規定による道路の占用の許可（以下「<u>占用の許可</u>」という。）を受けて当該道路の地下に設置した、又は設置する電線類（<u>地下電線その他地下に設ける線類</u>として占用料を徴収する電線類を除く。）及びこれらと一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。以下同じ。） 条例で定める額の6分の1に相当する額</p> <p>2 上空に電線類が設置されていない道路において、東北地方電線地中化協議会において策定された基本構想に基づき、昭和62年4月1日以降に新たに占用の許可を受けて当該道路の地下に設置した、又は設置する電線類（<u>地下電線その他地下に設ける線類</u>として占用料を徴収する電線類を除く。）及びこれらと一体不可分な物件 条例で定める額の6分の1に相当する額</p>	<p>1 上空に電線類が設置されている道路において、当該電線類を撤去し、昭和62年4月1日以降に新たに道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項の規定による道路の占用の許可（以下「<u>占用の許可</u>」という。）を受けて当該道路の地下に設置した、又は設置する電線類（<u>地下に設ける電線その他の線類</u>として占用料を徴収する電線類を除く。）及びこれらと一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。以下同じ。） 条例で定める額の6分の1に相当する額</p> <p>2 上空に電線類が設置されていない道路において、東北地方電線地中化協議会において策定された基本構想に基づき、昭和62年4月1日以降に新たに占用の許可を受けて当該道路の地下に設置した、又は設置する電線類（<u>地下に設ける電線その他の線類</u>として占用料を徴収する電線類を除く。）及びこれらと一体不可分な物件 条例で定める額の6分の1に相当する額</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	